

2026 年 6 月 1 日

『働くみんなの 事例で学ぶコンプライアンス』 内容補正

本商品発刊以降の法改正に伴い、以下のとおり内容補正の情報をご案内いたします。

◆改正①：

2025 年 6 月 1 日、「刑法等の一部を改正する法律」による改正のうち、拘禁刑の創設に関する部分が施行されました。これにより、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに創設された「拘禁刑」に一本化されました。

用語の変更		
懲役 禁錮	→	拘禁刑

◆改正②：

2026 年 1 月 1 日、「下請法」が改正され、「中小受託取引適正化法（通称：取適法）」として新たに施行されました。「下請」などの用語については、発注者と受注者が対等な関係ではない語感があるため用語が見直されました。

用語の変更		
<u>下請法</u>	→	<u>取適法</u>
<u>親事業者</u>	→	<u>委託事業者</u>
<u>下請事業者</u>	→	<u>中小受託事業者</u>
<u>下請代金</u>	→	<u>製造委託等代金</u>
本書における用語の変更		
<u>下請いじめ</u>	→	<u>取引先いじめ</u>
<u>下請取引</u>	→	<u>委託取引</u>

上記、下請法の改正に伴う、用語の変更に該当する箇所は次のとおりです。

◇UNIT3 コンプライアンスとビジネス

- ・この項目のポイント
- ・CASE-27 下請代金が支払われない…どうすればいいの？（※）
- ・CASE-28 これって「下請いじめ」なんじゃないでしょうか…？（※）
- ・PART1 セルフチェック

◇UNIT5 コンプライアンスとビジネス

- ・CASE-56 服を作っただけで「人権侵害」？

※「下請法」が改正され、「取適法」として施行されたことに伴い、P.72~73「CASE-27 下請代金が支払われない…どうすればいいの？」及び P.74~75「CASE-28 これって「下請いじめ」なんじゃないでしょうか…？」の以下も変更となります。

「CASE-27 下請代金が支払われない…どうすればいいの？」

P.72 下から5行目

旧	①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託の4つに大きく分けられますので、
新	①製造委託、②修理委託、③ <u>特定運送委託</u> 、④情報成果物作成委託、⑤ <u>役務提供委託</u> の5つに大きく分けられますので、

P.73 「もっと知りたい」の2つの表

◎取適法が適用される規模要件

①「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」「情報成果物作成委託」「役務提供委託」を行う場合

<u>委託事業者</u>		<u>中小受託事業者</u>
資本金 3 億円超	→	資本金 3 億円以下（個人を含む）
資本金 1,000 万円超 3 億円以下	→	資本金 1,000 万円以下（個人を含む）
<u>常時使用する従業員 300 人超</u>	→	<u>常時使用する従業員 300 人以下（個人含む）</u>

②「情報成果物作成委託」「役務提供委託」（①の情報成果物・役務提供委託を除く）

委託事業者		中小受託事業者
資本金 5,000 万円超	→	資本金 5,000 万円以下（個人を含む）
資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下	→	資本金 1,000 万円以下（個人を含む）
常時使用する従業員 100 人超	→	常時使用する従業員 100 人以下（個人含む）

「CASE-28 これって「下請いじめ」なんじゃないでしょうか…？」

P.75 「もっと知りたい」の2つの表

◎委託事業者の4つの義務

	義務	概要
1	発注内容等の明示	発注の際は、 <u>発注内容等</u> を <u>書面または電子メール等により明示する</u>
2	支払期日の確定	<u>製造委託等代金</u> の支払期日を給付の受領後 60 日以内に定める
3	書類等の作成と保存	<u>委託取引の内容</u> を記載した書類等を作成し、2 年間保存する
4	遅延利息支払	支払いが遅延した場合は遅延利息（年率 14.6%）を支払う

◎委託事業者の 11 の禁止行為

	禁止事項	概要
1	受領拒否	<u>中小受託事業者</u> に責任がないのに受領を拒む行為
2	<u>製造委託等代金</u> の支払遅延	物品等を受領・役務の提供を受けた日から、 <u>製造委託等代金</u> を、60 日以内の定められた期日に支払わない行為
3	<u>製造委託等代金</u> の減額	<u>中小受託事業者</u> の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた <u>製造委託等代金</u> を減額する行為
4	返品	<u>中小受託事業者</u> の責に帰すべき理由がないのに、受け取った物品等を返品する行為
5	買ったたき	類似品等の価格または市価に比べて著しく低い <u>製造委託等代金</u> を不当に定める行為
6	購入・利用強制	<u>委託事業者</u> が指定する物・役務を強制的に購入・利用させる行為
7	報復措置	<u>委託事業者</u> の不正な行為を公正取引委員会等に知らせたことを理由として、 <u>中小受託事業者</u> に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをする行為

8	有償支給原材料等の 対価の早期決済	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付にかかる製造委託等代金の支払期日より早い時期に相殺したり、支払わせたりする行為
9	不当な経済上の利益 の提供要請	中小受託事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、 <u>中小受託事業者の利益を不当に害する行為</u>
10	不当な給付内容の変更・やり直し	費用を負担せずに注文内容を変更したり、受領後にやり直しをさせたりする行為
11	協議に応じない一方的な 代金決定	中小受託事業者から、 <u>価格協議の求めがあった場合に、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりする行為</u>

以 上

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17

<https://www.daiichihoki.co.jp/>

TEL:0120-203-694